

面会に係る規定

医療法人社団沙羅 東富士病院

1 目的

本規定は、精神保健福祉法に基づき、入院患者(以下「患者」という)の「通信・面会の自由」を尊重しつつ、患者の治療環境の保持、病棟の安全管理、およびプライバシーの保護を目的として、面会に関する必要な事項を定める。

2 基本方針

- ① 患者に対する面会は、患者の社会復帰を促進し、孤独感を和らげるため、原則として自由に行われるべきものとする。
- ② 医療や保護の上で真にやむを得ない理由がない限り、面会を制限してはならない。制限を行う場合であっても、必要最小限の範囲にとどめる。
- ③ 面会の受付、実施にあたっては、患者および面会者の人権とプライバシーに最大限配慮する。

3 面会時間及び場所

面会時間： 原則として、以下の時間帯とする。(平日・土日祝共通)

午前の部	10:30	～	11:30
午後の部	14:30	～	16:30
夜間の部	18:30	～	19:30

※ 面会時間内であっても、医師の回診・検査・治療・食事準備等の都合により、お待ちいただくか時間を短縮する可能性がある。

面会場所： 原則として「面会室」または各病棟「デイルーム」とする。

※ 症状や身体的事情により、主治医が認めた場合は病室での面会を許可することがある。

4 面会の手続き

- ① 予約 原則として、面会は事前予約制とする。
- ② 受付 面会者は面会者入り口(病院南側)より来院し、ナースステーション前で「面会簿」に必要事項を記入する。
- ③ 意向確認 面会前に、スタッフは必ず患者本人に面会の意思を確認する。
患者が拒否した場合は、原則として面会をお断りする。
- ④ 荷物確認 病棟内への危険物(刃物、ライター・マッチ、紐類、ガラス製品、アルコール類等)の持ち込み防止や、食中毒防止の観点から、必要に応じて面会者の手荷物の確認を実施する。

※ 特別な事情がない限り、面会前に検温とアルコール消毒、面会中のマスク着用を実施する。

5 面会の制限(精神保健福祉法に基づく措置)

患者の病状により、面会が治療を著しく妨げ、または患者・周囲の安全を脅かす恐れがある場合、主治医の判断により、面会を一時的に制限することがある。

※ 以下の者との面会および通信については、いかなる理由があっても制限することはできない。

- ・ 国または地方公共団体の機関(裁判所、法務局、精神医療審査会など)の職員
- ・ 患者の代理人である弁護士、または患者から選任を求められている弁護士

6 面会の制限(感染症流行時・災害時)

次の場合は、面会時間の短縮・面会人数の制限・面会禁止等の措置を講じることがある。

- ① 感染症の院内流行が認められる場合
- ② 大規模災害・緊急事態が発生した場合
- ③ その他、医療安全上必要と認められる場合

上記の場合、詳細を病院HP等で告知するものとする。

7 面会者の遵守事項と面会の中止

面会者は、院内の秩序と安全を維持するため、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 酒気を帯びての面会は禁止とする。
- ② 発熱・咳・下痢等の症状があったり、感染症の疑いがある方の面会は禁止とする。
- ③ 院内での写真・動画撮影、録音は、他の患者のプライバシー保護のため原則禁止とする。
- ④ 患者への金銭、薬品、食べ物、危険物等の直接の手渡しは禁止とする。
差し入れがある場合は、必ず事前に職員へ申し出ること。
- ⑤ 他の患者や職員に対する迷惑行為(大声を出す、威嚇するなど)を行ってはならない。
- ⑥ 病院内での喫煙は禁止とする。

※ 面会者が上記の遵守事項に従わない場合、または面会中に患者の精神状態が急変した場合は、病院職員の判断により面会を直ちに中止し、退去を求めることがある。

8 例外的面会の取り扱い

終末期など特別な状況においては、個別に面会対応を検討する。

9 規定の見直し

本規定は、社会情勢や院内の運用状況を踏まえ、必要に応じて見直すことができる。

附則

本規定は令和8年6月1日より施行する。